簡易フローチャート

※本フローチャートは、補助金の対象となる可能性があるかを簡易的に確認するためのものです。詳細は「手引き」をご確認いただき、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

Step① 企業要件

静岡市内に本店及び本社がある

YES

事業所にて従業員に対する奨学金返還支援“制度”を設けている

YES

静岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない

YES

他の奨学金返還支援に係る助成(国、地方公共団体等)を受けていない

YES

補助金の対象企業となる可能性があります。
まずは制度導入企業としてご登録ください。
(https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s013104.html)
※補助金の交付には、従業員の要件も満たす必要があります。

NO

本店及び本社は静岡市外にあるが、正社員の採用権限を持つ事業所が市内にある

NO

静岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない

NO

他の奨学金返還支援に係る助成(国、地方公共団体等)を受けていない

NO

補助金対象外です

Step② 従業員要件

従業員が奨学金を返還している（返還予定である）

YES

令和７年11月１日以降に採用されている

YES

事業所にて従業員に対する奨学金返還支援制度の“導入以降”に採用されている

YES

正社員（週20時間以上の無期雇用契約を締結している）である

YES

静岡市外での勤務を前提に採用されていない

YES

他の団体等から、重複して奨学金返還支援を受けていない

YES

役員等、事業主と利益を同一にする地位の者ではない

YES

補助金の対象となる可能性が高いです。お早めにお問合せください。
※補助金の申請は、企業が従業員へ奨学金返還支援金を支払う前に行ってください。

NO

NO

NO

NO

NO

NO

NO

補助金
対象外です